

平成26年定例会
健康福祉病院常任委員会

説 明 資 料

頁数

《議案補充説明》

1 【議案第143号】

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について・・・1

平成26年9月19日
健康福祉部

1 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて、条例の一部改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 父子福祉資金貸付制度の創設に係る規定の整理

「母子及び寡婦福祉法」の一部改正に伴い、新たに創設される父子福祉資金の貸付に係る事務を、平成 26 年 10 月 1 日の法施行日から 29 市町が処理することとするため、規定を整理するものです。

【改正する内容】

・父子福祉資金の貸付に係る申請書等の受理及び通知書等の交付に関する事務を追加

(2) 小児慢性特定疾病医療費の支給に係る事務の規定の整備

「児童福祉法」の一部改正に鑑み、四日市市が行う小児慢性特定疾病医療費の支給に係る事務の規定を整備するものです。

【改正する内容】

・法令等の規定の変更に伴い、根拠法令等を改正

(3) 特定医療費の支給に係る事務の規定の整備

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、四日市市が行う特定医療費の支給に係る事務の規定を整備するものです。

【改正する内容】

・特定医療費（指定難病）支給認定申請書（新規・更新・変更）等の提出の受理及び知事への送付に関する事務を追加

(4) 薬事法に関する事務の規定の整理

薬事法の一部改正等に伴い、四日市市が処理することとしている事務について規定を整理するものです。

【改正する内容】

- ・法律の名称を「薬事法」から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改正する。
- ・高度管理医療機器等の賃貸について、業として対価を得ずに貸与を行う場合でも許可又は届出の対象とする。

3 施行期日

(1) 平成26年10月 1日

(2) 平成27年 1月 1日

ただし、「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規）」については、県条例公布の日から四日市市が処理することとします。

(3) 平成27年 1月 1日

ただし、「特定医療費（指定難病）支給認定申請書（新規）」については、県条例公布の日から四日市市が処理することとします。

(4) 平成26年11月25日

(参考)地方自治法第252条の17の2

1 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。